

～通学距離等に関するご意見について～

(1) 適正な学校規模（通学距離）について

国の法律施行令によると、通学距離については「小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること」とされており、国によるスクールバス運行に対する補助の適用基準にもなっています。

なお、品川区の区立学校については、この範囲内となっております。

(2) 適正な通学時間について

文部科学省中央教育審議会の資料によると、通学時間について「徒歩の場合は概ね30分から1時間程度を上限」とすると示されています。

また、総務省統計局の調査によると、東京都の小学生（10歳以上）の通学時間平均（行動者の平均）については53分（片道26分）との結果が出されています。

(3) 通学区域の変更による通学時間の変化について

城南小学校へ通学する場合と比較して、城南第二小学校のほうが通学時間は長くなります。距離としては120メートル程度、時間では2～3分の差と考えています。

なお、城南小学校または城南第二小学校へ向かうための進路が分かれる地点（北ふ頭橋交差点）からの計測で、120メートル程度の差がある状況です。したがって、東品川4丁目11番～13番に立地するいずれのマンションから比較しても、距離、時間の差はおおむね同じであると考えられます。

(4) 通学時の公共交通機関の利用について

品川区では、区立学校の通学に際して、公共交通機関の利用を認めております。通学定期券等を購入する際の学割などについては、各学校にご相談いただけます。

なお、自転車での通学は認めておりません。

～通学時の安全面に関するご意見について～

(1) 交通事故の発生状況、ヒヤリハット地図について

交通事故発生マップ（警視庁HP）から、城南小学校および城南第二小学校周辺地域の交通事故発生密度（子どもの事故）を確認したところ、両校の周辺はもともと交通事故の発生密度が比較的高い地域ですが、ヒヤリハット地図（品川区HP）から、城南小学校および城南第二小学校周辺地域のヒヤリハット地点について、令和2年度以降に報告されている地点を確認したところ、両校の通学区域に大きな差はない状況でした。

なお、城南第二小学校からは、海岸通り周辺において、特に注意が必要なヒヤリハット地点はないこと確認をしております。

(2) 安全にかかわる取り組みについて

教育委員会では、区立小学校・義務教育学校の児童の登下校時に、学校指定の通学路上

で児童の通学時における安全確認・交通マナーの啓発、規範意識の向上をはかるため、学校やPTAなどと協力しながら児童通学確認業務を行っています。令和6年度は品川区シルバー人材センターに運営を委託しています。

また、地域の方々にも83運動を通じて見守りにご協力いただいております。

83運動は「小学生の登下校時刻である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という運動で、今では午前8時と午後3時だけでなく、散歩や買い物など普段の生活の中で、まわりにいる子どもたちの存在を意識し、子どもを見守ることを生活の一部にする活動としています。

(3) 熱中症等への対応について

教育委員会では、区立学校全体において、児童・生徒の熱中症等への対策を行っています。また、児童・生徒には日頃から水筒の持参、登下校中の水分補給を認めるなど、教育委員会では通学区域の変更にかかわらず区立学校全体で、児童・生徒の安全に対する取り組みを行っています。

～学校選択の取り扱いに関するご意見について～

通学区域の変更にあたり、東品川4丁目11番～13番については城南第二小学校の通学区域になることから、台場小学校および八潮学園が新たに学校選択対象校となる一方、浅間台小学校および立会小学校が学校選択対象校ではなくなるため、教育委員会では例外的にその地域にお住まいの方に対して浅間台小学校および立会小学校を学校選択対象校として追加することを検討しております。

詳しい措置が決定し次第、速やかにお知らせいたします。